

2024年度 政務活動費 情報公開度ランキング

全国市民オンブズマン連絡会議

<トピックス>

1、政務活動費 領収書のネット公開

2016年調査	9議会
2017年	30議会
2018年	49議会
2019年	62議会（全体の49.6%）
2020年	73議会（全体の57.5%）
2021年	80議会（全体の62.0%）
2022年	82議会（全体の63.6%）
2023年	83議会（全体の64.3%）
2024年調査	89議会（全体の68.99%）

都道府県、政令市、中核市の129議会の約7割が領収書をネット公開。

2、昨年より公開度が大きく改善した議会は滋賀県のみ。

昨年43位の滋賀県議会が領収書、会計帳簿のネット公開を行いプラス41点と大きく上昇した。昨年、46位の香川県が12点から38点に改善された。全体の平均点としては、昨年60.4点が、今年は62.1点にわずかながら上昇した。全体としてはあまり改善が進んでいない。

3、領収書の非公開部分をあらかじめ議員(会派)が黒塗りにして写しを議長に提出している議会は、初めてゼロになった。昨年度は愛知県議会のみであった。議員が黒塗りしていると、領収書の非開示部分は裁判でも公開されない。

4、群馬県議会が、領収書の原本提出に改善した。昨年、都道府県議会で最も執行率が減少した群馬県議会（12.4%マイナス）は、「白紙領収書を使い、政務活動費を不適切に申請した疑惑を受けて議員辞職」という不祥事が22年12月に大きく報道されたことによっている。今年度より領収書の原本提出の条例に改正されている。

5、今年度より、政務活動費マニュアルについて、ランキング調査を行った。昨年今年と、20政令市で情報公開度ランキング最下位の横浜市、名古屋市がそろってマニュアルをネットで公開して12点から17点に「上昇」したが、マニュアルの内容も最下位であった。

政務活動費 情報公開度ランキングについて

1 政務活動費の情報公開度について、

私たちは、政務活動費（政務調査費）の情報公開について、2002年の全国大会から調査した。その結果、収支報告書に領収書、視察報告書を添付している自治体は、都道府県、政令市とも0（ゼロ）だった。以降、政務調査費の透明性の調査を継続している。2003年に、初めて京都府が5万円以上の領収書を収支報告書に添付して以来、2015年に、ようやく47都道府県がすべての領収書を添付したことが明らかになった。

しかし、領収書の公開だけでは、政務活動費の支出が透明になったとは到底言えない。領収書からは、どの事項に支出されたか、ということだけで、どのような調査研究活動に用いられたのかはわからない。しかも、一つの議会で年間数千枚から二～四万枚に及ぶ領収書の一枚10円のコピー費用の負担が情報公開を遠ざけている。

こうしてみると、政務活動費の透明性の課題として、開示される情報の種類や質だけでなく、開示方法も検討しなければならないことが明らかだ。よって、政務活動費情報の公開度を判断するために、以下の点について調査した。

- (1) 政務活動費が適正に支出されたことを判断する資料が公開されているか。
「領収証、会計帳簿、支出マニュアルの作成と公開の有無」
- (2) 政務活動費を支出してどのような調査研究活動をし、成果を挙げたかが公開されているか。
「活動報告書、視察報告書の作成と公開の有無」
- (3) 誰もが容易に政務活動費の情報にアクセスできるか。
「それぞれの情報が自治体のネットで公開されているか」

2 調査対象と基準

対象議会 47 都道府県議会、20 政令市議会および 62 中核市議会の合計
129 議会。

調査方法 各自治体の議会事務局宛にメールで 2024 年 5 月初旬に質問表を送付。2024 年 5 月 1 日現在の状況を質問した。各議会の昨年 of 回答を修正してもらい、必要に応じ自治体ホームページで回答の内容を確認した。

<採点基準>

開示される情報の種類のほか、「住民がどれだけ政務活動費の情報にアクセスしやすいか」を重視して採点基準を作成した。 100 点満点
(昨年と配点は変更していない。)

① 領収書の公開について (30 点)

(ア) ネットで公開している 15 点、 CD 等でデータを提供 5 点
紙だけで公開 0 点。

情報を PDF ファイルの形で電子化し、CD にデータをコピーして提供している場合は、紙での公開よりも安価で容易となるため、5 点を配した。

(イ) 領収書を原本で提出

原本を提出している 7 点、 写しの提出 2 点、
議員が黒塗りして提出 0 点。

(「原本または、写しの提出」という回答は原本提出の義務がないので 2 点とした)

「領収証の写しの提出で良い」としていた議会で、受領済み領収証を何枚かにコピーし、日付などを改ざんして提出した、という事件がいくつも発覚した。このような違法行為を可能にする制度は 2 点とした。また、会派や議員が、コピーした領収証を黒塗りして提出することを許す制度のものでは、会派や議員は情報公開条例の当事者にならないため、訴訟を提起しても黒塗り部分を明らかにすることはできない。そのため、0 点とした。

(ウ) 支払先が個人の場合の領収書の個人名

公開 5 点、 一部公開 2 点、 非公開 0 点

親族所有の建物を賃借して政務活動費で賃料を支払ったり、親族を雇用して賃金を支払っている場合、親族に渡った政務活動費が、政治資金の形で議員に寄付されていた、ということが何度もあった。また、議員個人の建物を賃借することを禁止する規則もあるが、領収証の宛先の個人名が開示されない場合には、規則が遵守されたか否かを判断できない。このような観点からの配点である。

(工) 領収書の閲覧

公開請求が不要 3点、 公開請求が必要 0点。

② 会計帳簿（出納簿、支出の内訳一覧表など）について （20点）

(ア) ネット公開

すべて公開 10点、 CD等で公開 3点、 紙だけで公開 0点

領収証を1枚1枚見ていくよりも、帳簿をチェックする方が、支出のチェックは明らかに容易であることから、評価の対象とした。なお、提出を義務付けていなくても、（議会事務局が作成したものなど）ネットで会計帳簿に相当するものが公開されている場合は10点とした。

(イ) 議長への提出を義務付けている10点、 義務付けていない 0点

③ 活動報告書について （20点）

(ア) ネット公開

すべて公開	10点
CD等で公開	3点
活動の一部（県外、海外活動のみ、調査委託のみ、など）がネットで公開	3点
紙だけで公開	0点

(イ) 活動報告書の公開

作成を義務付け、公開請求不要で公表	10点
作成を義務付けて、情報公開請求が必要	5点
活動の一部（県外、海外活動のみ、調査委託のみなど）について 報告書の作成を義務付けて、公開請求不要で公表	3点
作成を義務付けているが市民に非公開、または、義務付けていない	0点

④ 視察報告書について （20点）

(ア) ネット公開

すべて公開	10点
CD等で公開	3点
視察の一部（県外、海外視察のみ）ネットで公開	3点
紙だけで公開	0点

(イ) 視察報告書の公開

作成を義務付けて、公開請求不要で公表	10点
--------------------	-----

作成を義務付け 公開請求が必要	5点
視察の一部（県外、海外視察のみ）の作成義務付け、公開請求不要	3点
一部（県外、海外視察のみ）の作成を義務付け公開請求必要	2点
作成を義務付けているが非公開、または、義務付けていない	0点

⑤ マニュアル（運用指針など具体的な支出基準を記載したもの）の作成、ネット公開（10点）

（ア）作成している	5点	作成していない	0点
（イ）ネットで公開	5点	ネットで非公開	0点

3 調査結果（公開度ランキングは別紙の通り）

（1）下位の議会と上位の議会（100点満点）

（ア）都道府県

最下位	岡山県	10点
46位	和歌山県	18点
45位	福島県	19点
1位	兵庫県、奈良県	97点
3位	大阪府、京都府、鳥取県	92点
6位	東京都、富山県	90点

（イ）政令市

最下位	横浜市、名古屋市	17点
18位	福岡市	26点
17位	岡山市	27点
1位	静岡市	97点
2位	京都市、堺市	92点
4位	新潟市	90点

（ウ）中核市

最下位	水戸市	17点
61位	船橋市	27点
60位	福井市	30点

1位	函館市	100点
2位	山形市、郡山市、越谷市、 富山市、奈良市、久留米市	97点
8位	八戸市、宇都宮市、横須賀市、 東大阪市、西宮市、那覇市	95点

私たちの今回の調査は、政務活動費が有効に使われているかを私たちが判断するためのカナメというべき「どのような調査研究活動をし、成果を挙げたか」に関する情報としては、活動報告書と視察報告書だけを採りあげたに過ぎず、しかも、その内容を一切評価していないからである。従って、視察報告書や調査報告書がA4一枚だけであろうとも、視察報告書や調査報告書が同じコピーであったとしても、それらをネットで公開していれば、10点満点となっている。今後は、議員の政務活動費による活動の内容を市民の手で厳しくチェックしていく必要がある。

(2) 43議会(33.3%)が50点以下

かなりゆるい今回の調査項目と素点ですら、50点以下の議会が3分の1も存在する。50点という点数は、領収証を原本で提出、閲覧ができ、会計帳簿を提出、活動報告書、視察報告書を公表、マニュアルをネット公開していれば獲得できる点数だ。50点も取れない、ということは、基本的な情報の作成すら義務付けていない、ということの意味する。政務活動費の不正がこれだけ多くの議会で問題となり、市民の関心が高いにもかかわらず、50点もとれない議会は、落第というほかない。

平均点は、全体で62.1点だった。

(3) 領収書のネット公開

・宮城県、秋田県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県
27都府県

・仙台市、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市
13政令市

・函館市、旭川市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、岡崎市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、

長崎市、佐世保市、大分市、鹿児島市、那覇市、

49中核市

合計89議会 全体 129議会の 68.99%

(4) 領収書について、

①領収書の原本提出を義務付けているのは、

都道府県 4県、政令市 3市、中核市 46市。

・今年度から、群馬県議会が領収書の原本提出を決めた。2022年に群馬県議が白紙領収書を使って不適切な申請をしていたことが発覚し、議員辞職している。再発防止に向け、県議会は各会派での協議や意見聴取を行い、24年3月に条例を改正した。税務申告では、領収書のコピーでは許されない。「議会という世界が非常識である」ことの典型である。

・領収書添付に際し、非公開部分をあらかじめ議員(会派)が黒塗りにして写しを提出しているのは、昨年度は愛知県議会のみであったが初めてゼロになった。昨年の愛知県は「会派及び議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれのあるものが記録されている場合、黒塗りした写しを提出。それ以外の不開示情報は提出後に黒塗り。」との回答であった。これでは裁判で争っても議員が黒塗りした部分は開示されない。

② 支払先が個人の場合の領収書の氏名の公開について、

	都道府県	政令市	中核市
公開する	0	0	15
一部公開	28	14	19
非公開	19	6	28

(「一部公開」は、「事業を営む個人に係る場合」「公務員、議員、首長、会派職員、個人事業者等」を公開するなど議会によって異なる。)

③ 閲覧に情報公開請求を必要とする議会

議会に提出された領収書の閲覧について、情報公開請求の手続きが必要なのは、次の1県、1政令市、4中核市の議会のみである。7割の議会でもネット公開している時代に領収書の閲覧に公開請求の手続きをしなければできないというのは不合理である。特に、吹田市は領収書をネット公開しているのに、領収書の閲覧に情報公開請求が必要とは意味不明だ。

都道府県： 福島県

政令市 : 広島市
中核市 : いわき市、水戸市、八王子市、吹田市、

④ 政務活動費の領収書等を ホームページでは公開していないが、CD・DVDデータで安価で市民へ提供しているのは、岐阜県、佐賀県、長崎県、札幌市、北九州市、福岡市、青森市、一宮市、豊田市 の9議会であった。

(5) 会計帳簿がネット公開されているのは、56 議会、
会計帳簿の提出を義務付けているのは、70 議会。

(6) 活動報告書がネット公開されているのは、56 議会、
全ての活動の活動報告書の作成を義務付けているのは 76 議会、活動報告書の作成を義務付けていない、又は、非公開は、38 議会。

(7) 視察報告書が全てネット公開されているのは 70 議会。
全ての視察の視察報告書の作成を義務付けているのは 91 議会、視察報告書の作成を義務付けていない、又は、非公開は、16 議会。

(8) 政務活動費の**使途基準マニュアル(手引き)**について、
作成していないのは、船橋市、豊田市の 2 議会のみ。
ホームページで公開しているのは、129 議会中、98 議会であった。

4 結びにかえて～私たちはなぜ政務活動費にコダワルのか

政務活動費はもともと、議会活動を活性化することを目的として地方自治法上に法制化されたはずだ。そうである以上、政務活動費を用いて、議員がどのような議会活動を行ったのかを市民が容易に理解できるようにする工夫をするのは、政務活動費を受領した側の義務だ。 議員側の説明責任を指摘する判決も出されている。 政務活動費の支出を透明化することにより、市民は議員の興味関心や活動の実態を生々の資料で見ることができる。つまり、政務活動費の支出資料を通して、市民は議員が行った調査研究を知り、さらに、自分が投票した議員が期待通り働いているかを知ることができる。政務活動費に関する情報は、地方政治に市民が参加するために有益な情報だ。

政務活動費に対する関心を、不正支出の追及に留めたのでは、事の本質を見失う。政務調査活動の透明化の動きを、普段の議員の活動を市民に知らせる、ということに繋げていかなければならない。

少なくとも政務活動費を支出するのであれば、このような視点をもって、各議会は政務活動費の支出の透明化に取り組んでもらいたい。

政務活動費情報公開度ランキング(2024年9月公表)

(2024年9月26日修正版)

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本 提出 7点	個人名 の公開 5点	閲覧の 請求要 3点	ネット公 開 10点	提出の 義務付 け 10点	ネット公 開 10点	作成の 義務付 け 10点	ネット公 開 10点	作成の 義務付 け 10点	作成 5点	ネット公 開 5点	
1	兵庫県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
1	奈良県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
3	京都府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
3	大阪府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
3	鳥取県	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
6	東京都	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
6	富山県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
8	大分県	15	2	0	3	10	10	3	3	10	10	5	5	76
9	群馬県	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
10	青森県	0	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	72
10	秋田県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
10	静岡県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
10	山口県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
10	高知県	15	2	2	3	10	10	10	10	0	0	5	5	72
15	宮崎県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	0	67
16	沖縄県	15	2	2	3	10	10	3	3	3	3	5	5	64
17	滋賀県	15	2	0	3	10	10	3	3	3	3	5	5	62
18	福井県	15	7	0	3	0	0	3	3	10	10	5	5	61
19	宮城県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
19	徳島県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
21	栃木県	0	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	57
22	茨城県	0	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	55
23	山形県	15	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	52
23	神奈川県	15	2	2	3	10	10	0	0	0	0	5	5	52
25	三重県	15	2	2	3	0	0	3	10	3	3	5	5	51
26	新潟県	15	2	0	3	0	0	10	10	0	3	5	0	48
27	長崎県	5	2	2	3	3	10	3	3	3	3	5	5	47
27	広島県	0	2	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	47
29	石川県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
30	愛知県	15	2	2	3	0	0	3	3	3	3	5	5	44
31	岩手県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	40
31	福岡県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	5	5	5	40
33	佐賀県	5	2	0	3	0	0	3	10	3	3	5	5	39
34	香川県	15	2	2	3	0	0	0	0	3	3	5	5	38
35	熊本県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
36	千葉県	0	2	0	3	0	10	0	0	0	10	5	5	35
36	長野県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
38	埼玉県	15	2	2	3	0	0	0	0	3	3	5	0	33
38	山梨県	0	2	2	3	0	0	0	10	3	3	5	5	33
40	北海道	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
40	岐阜県	5	2	2	3	3	10	0	0	0	0	5	0	30
42	鹿児島県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	5	28
43	島根県	15	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	25
43	愛媛県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	0	5	5	25
45	福島県	0	2	2	0	0	0	0	5	0	0	5	5	19
46	和歌山県	0	2	2	3	0	0	0	3	0	3	5	0	18
47	岡山県	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
	点数	15点	7点	5点	3点	10点	10点	10点	10点	10点	10点	5点	5点	
	自治体数	27	4	0	46	13	20	19	32	17	25	47	37	
	点数	5点	2点	0点	3点	0点	3点	5点	3点	5点	0点	0点	0点	
	自治体数	3	43	28	1	2	27	8	1	11	1	0	10	
	点数	0点	0点	0点	-	0点	-	0点	3点	0点	3点	-	-	
	自治体数	17	0	19	-	32	-	20	7	19	14	-	-	
	点数	-	-	-	-	-	-	-	0点	-	2点	-	-	
	自治体数	-	-	-	-	-	-	-	7	-	0	-	-	
	点数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0点	-	-	
	自治体数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	

政務活動費情報公開度ランキング(2024年9月公表)

(2024年9月26日修正版)

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
1	静岡市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	京都市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
2	堺市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
4	新潟市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
5	浜松市	15	7	2	3	10	0	10	10	10	10	5	0	82
6	熊本市	15	2	2	3	10	10	3	3	10	10	5	5	78
7	相模原市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
8	仙台市	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
9	大阪市	15	2	2	3	10	10	0	0	3	3	5	5	58
9	神戸市	15	2	2	3	0	0	3	3	10	10	5	5	58
11	千葉市	0	2	2	3	10	10	0	10	0	0	5	5	47
12	さいたま市	15	2	0	3	0	10	0	5	0	0	5	5	45
13	札幌市	5	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	42
14	北九州市	5	2	0	3	0	0	0	0	3	10	5	5	33
15	川崎市	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	0	32
15	広島市	15	2	0	0	0	0	0	5	0	5	5	0	32
17	岡山市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	27
18	福岡市	5	2	0	3	0	0	0	0	3	3	5	5	26
19	横浜市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
19	名古屋市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
	点数	15点	7点	5点	3点	10点	10点	10点	10点	10点	10点	5点	5点	
	自治体数	13	3	0	19	8	9	8	9	9	11	20	16	
	点数	5点	2点	2点	0点	3点	0点	3点	5点	3点	5点	0点	0点	
	自治体数	3	17	14	1	0	11	2	2	3	1	0	4	
	点数	0点	0点	0点	-	0点	-	0点	3点	0点	3点	-	-	
	自治体数	4	0	6	-	12	-	10	2	8	2	-	-	
	点数	-	-	-	-	-	-	-	0点	-	2点	-	-	
	自治体数	-	-	-	-	-	-	-	7	-	0	-	-	
	点数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0点	-	-	
	自治体数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	

1	函館市	15	7	5	3	10	10	10	10	10	10	5	5	100
2	山形市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	郡山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	越谷市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	富山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	奈良市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	久留米市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
8	八戸市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
8	宇都宮市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
8	横須賀市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
8	東大阪市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
8	西宮市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
8	那覇市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
14	岐阜市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	92
14	姫路市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
14	大分市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
17	呉市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
18	鳥取市	15	7	5	3	0	10	10	10	10	10	5	0	85
19	福島市	15	7	0	3	10	10	3	3	10	10	5	5	81
20	前橋市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
20	高崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
22	秋田市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	77
22	下関市	15	7	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	77
24	旭川市	15	2	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
24	盛岡市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
24	柏市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
24	長野市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
24	尼崎市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
24	明石市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
24	松江市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
24	倉敷市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75

政務活動費情報公開度ランキング(2024年9月公表)

(2024年9月26日修正版)

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
32	甲府市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	0	72
32	高槻市	15	7	5	3	10	10	3	3	3	3	5	5	72
32	高知市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	0	72
35	青森市	5	2	5	3	10	10	3	10	3	10	5	5	71
36	松本市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
36	大津市	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
36	枚方市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	0	70
36	福山市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
40	吹田市	15	7	2	0	10	10	0	0	10	10	5	0	69
41	豊中市	15	7	2	3	10	10	0	0	0	10	5	5	67
42	川口市	15	2	0	3	0	0	10	10	0	10	5	5	60
42	八尾市	0	7	5	3	0	10	10	10	0	10	5	0	60
42	長崎市	15	2	0	3	10	10	0	0	0	10	5	5	60
45	岡崎市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
45	松山市	15	7	0	3	0	0	0	0	10	10	5	5	55
45	佐世保市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
48	寝屋川市	0	7	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	52
48	和歌山市	15	2	2	3	0	0	0	0	10	10	5	5	52
50	豊橋市	0	7	5	3	10	10	0	0	0	10	5	0	50
50	高松市	15	2	0	3	0	0	0	0	10	10	5	5	50
52	川越市	0	7	5	3	0	0	0	10	0	10	5	5	45
52	一宮市	5	7	5	3	10	10	0	0	0	0	5	0	45
52	宮崎市	0	7	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	45
55	鹿児島市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	42
56	金沢市	0	2	0	3	10	10	0	3	0	3	5	5	41
56	豊田市	5	2	5	3	0	0	3	10	3	10	0	0	41
58	八王子市	0	7	0	0	0	0	0	0	10	10	5	5	37
59	いわき市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	5	32
60	福井市	0	2	0	3	0	10	0	10	0	0	5	0	30
61	船橋市	15	7	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	27
62	水戸市	0	7	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	17
	点数	15点	7点	5点	3点	10点	10点	10点	10点	10点	10点	5点	5点	
	自治体数	49	46	15	58	35	41	29	35	44	55	60	45	
	点数	5点	2点	2点	0点	3点	0点	3点	5点	3点	5点	0点	0点	
	自治体数	3	16	19	4	0	21	4	0	3	2	2	17	
	点数	0点	0点	0点	-	0点	-	0点	3点	0点	3点	-	-	
	自治体数	10	0	28	-	27	-	29	3	15	2	-	-	
	点数	-	-	-	-	-	-	-	0点	-	2点	-	-	
	自治体数	-	-	-	-	-	-	-	24	-	0	-	-	
	点数	-	-	-	-	-	-	-	-	0点	-	-	-	
	自治体数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	

政務活動費情報公開度採点一覧表(2024年9月公表)

(2024年9月26日修正版)

議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
	ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
北海道	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
青森県	0	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	72
岩手県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	40
宮城県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
秋田県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
山形県	15	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	52
福島県	0	2	2	0	0	0	0	5	0	0	5	5	19
茨城県	0	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	55
栃木県	0	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	57
群馬県	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
埼玉県	15	2	2	3	0	0	0	0	3	3	5	0	33
千葉県	0	2	0	3	0	10	0	0	0	10	5	5	35
東京都	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
神奈川県	15	2	2	3	10	10	0	0	0	0	5	5	52
新潟県	15	2	0	3	0	0	10	10	0	3	5	0	48
富山県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
石川県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
福井県	15	7	0	3	0	0	3	3	10	10	5	5	61
山梨県	0	2	2	3	0	0	0	10	3	3	5	5	33
長野県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
岐阜県	5	2	2	3	3	10	0	0	0	0	5	0	30
静岡県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
愛知県	15	2	2	3	0	0	3	3	3	3	5	5	44
三重県	15	2	2	3	0	0	3	10	3	3	5	5	51
滋賀県	15	2	0	3	10	10	3	3	3	3	5	5	62
京都府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
大阪府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
兵庫県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
奈良県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
和歌山県	0	2	2	3	0	0	0	3	0	3	5	0	18
鳥取県	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
島根県	15	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	25
岡山県	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
広島県	0	2	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	47
山口県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
徳島県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
香川県	15	2	2	3	0	0	0	0	3	3	5	5	38
愛媛県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	0	5	5	25
高知県	15	2	2	3	10	10	10	10	0	0	5	5	72
福岡県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	5	5	5	40
佐賀県	5	2	0	3	0	0	3	10	3	3	5	5	39
長崎県	5	2	2	3	3	10	3	3	3	3	5	5	47
熊本県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37

政務活動費情報公開度採点一覧表(2024年9月公表)

(2024年9月26日修正版)

議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
	ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
大分県	15	2	0	3	10	10	3	3	10	10	5	5	76
宮崎県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	0	67
鹿児島県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	5	28
沖縄県	15	2	2	3	10	10	3	3	3	3	5	5	64
札幌市	5	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	42
仙台市	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
さいたま市	15	2	0	3	0	10	0	5	0	0	5	5	45
千葉市	0	2	2	3	10	10	0	10	0	0	5	5	47
横浜市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
川崎市	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	0	32
相模原市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
新潟市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
静岡市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
浜松市	15	7	2	3	10	0	10	10	10	10	5	0	82
名古屋市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
京都市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
大阪市	15	2	2	3	10	10	0	0	3	3	5	5	58
堺市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
神戸市	15	2	2	3	0	0	3	3	10	10	5	5	58
岡山市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	27
広島市	15	2	0	0	0	0	0	5	0	5	5	0	32
北九州市	5	2	0	3	0	0	0	0	3	10	5	5	33
福岡市	5	2	0	3	0	0	0	0	3	3	5	5	26
熊本市	15	2	2	3	10	10	3	3	10	10	5	5	78
函館市	15	7	5	3	10	10	10	10	10	10	5	5	100
旭川市	15	2	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
青森市	5	2	5	3	10	10	3	10	3	10	5	5	71
八戸市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
盛岡市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
秋田市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	77
山形市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
福島市	15	7	0	3	10	10	3	3	10	10	5	5	81
郡山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
いわき市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	5	32
水戸市	0	7	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	17
宇都宮市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
前橋市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
高崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
川越市	0	7	5	3	0	0	0	10	0	10	5	5	45
川口市	15	2	0	3	0	0	10	10	0	10	5	5	60
越谷市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
船橋市	15	7	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	27
柏市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75

政務活動費情報公開度採点一覧表(2024年9月公表)

(2024年9月26日修正版)

議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
	ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	ネット公開 10点	作成の義務付け 10点	作成 5点	ネット公開 5点	
八王子市	0	7	0	0	0	0	0	0	10	10	5	5	37
横須賀市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
富山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
金沢市	0	2	0	3	10	10	0	3	0	3	5	5	41
福井市	0	2	0	3	0	10	0	10	0	0	5	0	30
甲府市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	0	72
長野市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
松本市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
岐阜市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	92
豊橋市	0	7	5	3	10	10	0	0	0	10	5	0	50
岡崎市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
一宮市	5	7	5	3	10	10	0	0	0	0	5	0	45
豊田市	5	2	5	3	0	0	3	10	3	10	0	0	41
大津市	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
豊中市	15	7	2	3	10	10	0	0	0	10	5	5	67
吹田市	15	7	2	0	10	10	0	0	10	10	5	0	69
高槻市	15	7	5	3	10	10	3	3	3	3	5	5	72
枚方市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	0	70
八尾市	0	7	5	3	0	10	10	10	0	10	5	0	60
寝屋川市	0	7	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	52
東大阪市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
姫路市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
尼崎市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
明石市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
西宮市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
奈良市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
和歌山市	15	2	2	3	0	0	0	0	10	10	5	5	52
鳥取市	15	7	5	3	0	10	10	10	10	10	5	0	85
松江市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
倉敷市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
呉市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
福山市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
下関市	15	7	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	77
高松市	15	2	0	3	0	0	0	0	10	10	5	5	50
松山市	15	7	0	3	0	0	0	0	10	10	5	5	55
高知市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	0	72
久留米市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
長崎市	15	2	0	3	10	10	0	0	0	10	5	5	60
佐世保市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
大分市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
宮崎市	0	7	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	45
鹿児島市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	42
那覇市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95

2024年 政務活動費調査の結果 (8月29日修正版)

全国市民オンブズマン連絡会議

<トピックス>

執行率の変化 (執行率 = (収入総額－返還総額) ÷ 収入総額)

	2022 年度分	2023 年度分	
・都道府県議会	87.1%	83.8%	3.3%減少
・政令市議会	86.1%	83.5%	2.6%減少
・中核市	73.3%	72.5%	0.8%減少
・合計	85.1%	82.3%	2.8%減少

執行率が10%以上減少した議会は12議会あった。昨年は3議会、一昨年は11議会だった。これまで、不祥事や領収書のネット公開をきっかけに執行率を大きく下げている議会があった。今回の調査では、23年度分より新たに領収書のネット公開を行った香川県が13.5%、越谷市が28.5%減少した。

2012年8月の地方自治法改正(政務調査費から、政務活動費への名称変更、用途の拡大)以降の、執行率の変化

	2013 年度分	⇒	2023 年度分	
都道府県	92.7%		83.8%	8.9%減少
政令市	90.0%		83.5%	6.5%減少
中核市	87.7%		72.5%	15.2%減少
合計	91.5%		82.3%	9.2%減少

10年間で執行率は約10%減少している。2015年度までに全国で唯一100%使いきっていた富山市議会は2016年に、最終的に14人の議員が辞職するという不祥事が発覚して以来、20年度分は51.9%、21年度分は35.9%と減少し、22年度は59.5%に増加したが23年度は51.7%であった。

2024年 政務活動費調査の結果

1 政務活動費の執行率の変化について、

2012年8月の地方自治法改正により政務調査費から政務活動費への変更と用途が拡大された。市民オンブズマンでは、2013年度以降の執行率を比較してから毎年調査している。今回は2023年度分について、47都道府県、20政令市、62中核市について調査した。

2 2023年度の執行率の変化

(1) 2023年度の政務活動費の執行率の変化

2023年度の執行率は、2022年度の執行率に比べて、都道府県は、3.3%減少、政令市では、2.6%減少、中核市は0.8%減少となった。全体では、2.8%減少となった。

(2) 執行率の変化をどう見るか

政務活動費の領収書がネット公開されるなど「公開度が上がる」または、「不祥事が発生した議会」では、執行率は減少する傾向が毎年見られた。今回の調査では、23年度分より新たに領収書のネット公開を行った香川県が13.5%、越谷市が28.5%減少している。執行率が上がった議会のなかには、以前の不祥事で執行率が大きく減少した反動から上昇した議会もあった。

政務活動費の用途に対する市民の関心が、疑惑や誤解を招く支出を抑制し、執行率の低下をもたらすものと考えられる。議会のホームページで領収証が公開され、これまで問題となった旧統一教会への支出なども簡単に調査できるようになっている。

正しい支出であるとの確信を持っていれば、その支出について市民に説明をすることは、議員に限らず、公費を使う者の責任の筈だ。ここの論点は、支出が客観的に正しいかどうかではなく、市民に説明する義務を尽くせるか尽くせないか、なのだ。

3 2023年度 執行率95%以上の5議会のネット公開の有無、情報公開度ランキングの点数の関係は以下の通り。22年度の執行率95%以上は8議

会あったので減少している。

	執行率	領収書の ネット公開	公開度 ランキング点数
福島県	98.70%	×	19点
神奈川県	99.00%	○	52点
熊本県	95.00%	×	37点
横浜市	99.30%	×	17点
大阪市	96.30%	○	58点

執行率の高い議会は、公開度が低いことがわかる。

4 2023年度の議員1人あたりの政務活動費交付年額

- (1) ①都道府県：都道府県の平均 415.4万円
最高額は、大阪府 708万円
- ②政令市：政令市の平均 395.6万円
最高額は、横浜市 660万円
- ③中核市：全中核市の平均 105.7万円
最高額は、川口市 216万円

- ・政務活動費を一時的に減額した議会は、新型コロナ禍での2020年度に23議会、2021年度に11議会、2022年度は6議会であったが2023年度はわずか3議会であった。新型コロナ対策と称して、議員の本来の活動を行わずに「自粛」の空気に押されてパフォーマンスとして市民から批判の多い政務活動費を減額していたのではないかと。第27回全国大会の「コロナで議会はどうなった？」の報告の中で触れられているように「議会による執行部のチェック機能の形骸化」が進行している証左ではないのだろうか。

新潟県議会 交付額（月額） 会派 （会派所属議員数×66,000）円

議員 264,000円

※令和5年6月1日から令和6年3月31日まで、上記の各交付額から16.5%を減額

高崎市議会 令和9年4月までは、特例により年額100万円を70万円。

倉敷市議会 令和5年度 年額180万円を144万円に減額

(2) 交付額をどうみるか

地方自治法により、政務活動費は、調査研究その他の活動に資するために支出することが義務付けられる（地方自治法100条14項）。ここでの「調査研究」と「その他の活動」との関係については、一般に、「その他の活動についても、議員の調査研究との関連性は必要」である、と解釈されている（『注釈地方自治法〈全訂〉』1607頁（斎藤誠執筆）第一法規）。私たちもこのような解釈が妥当と考えている。そうすると、調査研究及びこれに関連する活動にこれほどの費用は必要なのか、という疑問を感じざるをえない。

こうした疑問に拍車をかけるのは、人件費や事務所賃料に対する支出だ。年間で比較的多額の政務活動費を交付する自治体議員の使途を見ると、事務所経費や人件費に多額の政務活動費が充てられていることが目につく。ところが、事務所の賃借や人件費への支出が、どのような調査研究に関連した支出なのか、開示資料からは判断できない場合がほとんどだ。むしろ、事務所賃料や人件費への支出が、調査研究目的ではなく、当選を目的とした活動や、親族企業への支援、あるいは親族を経由した政治資金として使われているのではないかと、といった疑惑が毎年のように発生している。

今回、初めて政務活動費マニュアルについて、都道府県、政令市について調査してランキングを付けた。本大会報告集の「政務活動費マニュアルランキング」で述べているように、「マニュアルを点検する理由は、マニュアルの内容を良いものにすることが、政務活動費のあり方を改めさせる最も効果的な方法だからです。」これまでの裁判などの経験から住民の側がどのように政務活動費の使途について、どうチェックすればよいかマニュアルの見方も含めて今大会で取り上げた。都道府県議会の平均点は、100点満点の20点しかなく今後の全国の市民オンブズマンの取り組みを期待したい。

5 第三者機関によるチェック等

(1) 支出が適正であるかどうかをチェックするため専門家からなる第三者機関を設けている自治体は下記の議会である。

北海道、茨城県、栃木県、東京都、石川県、大阪府、兵庫県、奈良県、福岡県、長崎県、さいたま市、川崎市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、熊本市、水戸市、東大阪市、

(2) 政務活動費の適正支出と第三者機関の意義

不祥事が発生した場合に、第三者機関を設けて、違法支出をチェックする、ということは多く行われる。ほとんどの議会では、議会事務局の職員が領収証をチェックして、条例適合性を判断しているはずだ。それに比べれば、第三者の目が入ることは、違法支出の対策として好ましい。しかし、問題は実効性だ。いくら専門家であろうとも、数千枚から数万枚に及ぶ領収証を全てチェックするのは困難だ。さらに政務活動費が一体、いかなる調査研究と関連し、どのような議会活動に役立ったのか、という点に答えることは、事後審査に第三者委員が関与するという方法では、ほぼ、無理だ。第三者委員制度を設けるにあたっては、第三者委員が、政務活動費の用途について、支出前に支出目的と支出見積を議員に提出させるような制度を設け、見積もり段階での審査に関与するなどの工夫が求められるのではないだろうか。少なくとも、第三者委員によるチェックの存在が、議員の説明責任を免除するようなものにならないよう、制度を設計すべきだ。

6 まとめ

政務活動費の問題は、これを使ってどのような調査研究活動を行い、どのような議会活動に役立てたのかを議員が説明できるか、が本質だ。したがって、政務活動費の支出に対しては、情報を全面的に公開することを前提として、議員自身が政務活動費を用いてどのような成果を上げたかを、わかりやすく市民に説明できるか否かが、制度を評価する際のポイントとなる。議員の説明という点からみて、都道府県や政令市など、年間数百万もの政務活動費を交付されている自治体の議員が、これを用いてどのよう

な成果を上げたかについて、説得力のある具体的な説明をすることは可能だろうか。成果について説得力のある説明ができない状態のまま、多額の政務活動費の交付を続けることは問題だろう。こうしてみたとき、都道府県や政令市の交付金額は、過大と言わざるをえない。また、執行率が下がっている自治体については、具体的な議員活動への支障が説明されない以上は、交付額の減額を検討すべきではないだろうか。 (了)

都道府県・政令市・中核市 執行率調査

2024年8月29日現在

議会名	2022年度政務活動費				2023年度政務活動費				執行率 変化	傾向
	収入総額	支出総額 (収入ー残余)	残余総額	執行率	収入総額	支出総額 (収入ー残余)	残余総額	執行率		
北海道	613,210,000	542,897,884	70,312,116	88.5%	633,350,000	554,529,685	78,820,315	87.6%	-1.0%	↘
青森県	170,500,000	131,175,644	39,324,356	76.9%	177,010,000	122,791,225	54,218,775	69.4%	-7.6%	↘
岩手県	172,050,000	138,919,762	33,130,238	80.7%	172,980,000	137,422,494	35,557,506	79.4%	-1.3%	↘
宮城県	244,300,000	204,190,698	40,109,302	83.6%	245,000,000	187,586,741	57,413,259	76.6%	-7.0%	↘
秋田県	159,960,000	143,949,478	16,010,522	90.0%	153,140,000	125,816,184	27,323,816	82.2%	-7.8%	↘
山形県	145,080,000	111,680,123	33,399,877	77.0%	157,540,000	116,732,889	40,807,111	74.1%	-2.9%	↘
福島県	205,200,000	205,101,376	98,624	100.0%	208,800,000	206,130,182	2,669,818	98.7%	-1.2%	↘
茨城県	210,000,000	159,313,047	50,686,953	75.9%	217,500,000	176,505,718	40,994,282	81.2%	5.3%	↗
栃木県	158,400,000	133,719,588	24,680,412	84.4%	178,200,000	137,224,415	40,975,585	77.0%	-7.4%	↘
群馬県	90,720,000	71,680,370	19,039,630	79.0%	176,700,000	154,822,731	21,877,269	87.6%	8.6%	↗
埼玉県	519,000,000	495,680,873	23,319,127	95.5%	554,500,000	502,115,076	52,384,924	90.6%	-5.0%	↘
千葉県	405,100,000	357,006,728	48,093,272	88.1%	449,350,000	375,084,134	74,265,866	83.5%	-4.7%	↘
東京都	745,000,000	676,919,665	68,080,335	90.9%	716,000,000	677,285,550	38,714,450	94.6%	3.7%	↗
神奈川県	652,430,107	648,512,132	3,917,975	99.4%	660,380,086	653,979,785	6,400,301	99.0%	-0.4%	-
新潟県	166,392,600	150,286,747	16,105,853	90.3%	174,919,800	149,585,488	25,334,312	85.5%	-4.8%	↘
富山県	136,800,000	101,369,419	35,430,581	74.1%	143,400,000	105,543,806	37,856,194	73.6%	-0.5%	-
石川県	154,800,000	130,491,844	24,308,156	84.3%	148,200,000	116,566,603	31,633,397	78.7%	-5.6%	↘
福井県	121,800,000	83,596,179	38,203,821	68.6%	131,400,000	88,568,981	42,831,019	67.4%	-1.2%	↘
山梨県	112,560,000	105,821,267	6,738,733	94.0%	122,920,000	108,944,848	13,975,152	88.6%	-5.4%	↘
長野県	209,250,000	194,908,058	14,341,942	93.1%	210,800,000	194,445,298	16,354,702	92.2%	-0.9%	-
岐阜県	182,160,000	146,018,493	36,141,507	80.2%	181,830,000	142,155,267	39,674,733	78.2%	-2.0%	↘
静岡県	360,900,000	311,603,478	49,296,522	86.3%	363,150,000	296,766,898	66,383,102	81.7%	-4.6%	↘
愛知県	593,500,855	499,556,393	93,944,462	84.2%	606,000,737	500,411,628	105,589,109	82.6%	-1.6%	↘
三重県	133,668,000	108,365,768	25,302,232	81.1%	174,240,000	127,083,819	47,156,181	72.9%	-8.1%	↘
滋賀県	153,300,528	124,845,443	28,455,085	81.4%	156,900,000	122,149,295	34,750,705	77.9%	-3.6%	↘
京都府	388,260,000	342,724,792	45,535,208	88.3%	386,980,000	317,268,438	69,711,562	82.0%	-6.3%	↘
大阪府	594,546,084	534,484,780	60,061,304	89.9%	508,962,999	459,257,027	49,705,972	90.2%	0.3%	-
兵庫県	432,900,000	317,660,618	115,239,382	73.4%	460,800,000	287,519,079	173,280,921	62.4%	-11.0%	↘
奈良県	124,080,000	87,570,104	36,509,896	70.6%	139,360,000	80,581,033	58,778,967	57.8%	-12.8%	↘
和歌山県	147,600,000	132,382,222	15,217,778	89.7%	150,750,000	131,637,593	19,112,407	87.3%	-2.4%	↘
鳥取県	102,000,000	72,197,380	29,802,620	70.8%	100,500,000	66,680,929	33,819,071	66.3%	-4.4%	↘
島根県	122,400,000	105,864,182	16,535,818	86.5%	126,870,000	111,001,755	15,868,245	87.5%	1.0%	↗
岡山県	226,800,000	177,151,534	49,648,466	78.1%	230,650,000	174,267,923	56,382,077	75.6%	-2.6%	↘
広島県	243,250,113	220,883,461	22,366,652	90.8%	266,700,146	231,097,892	35,602,254	86.7%	-4.2%	↘
山口県	193,200,000	172,243,287	20,956,713	89.2%	189,700,000	163,445,429	26,254,571	86.2%	-3.0%	↘
徳島県	86,400,285	55,052,138	31,348,147	63.7%	90,800,324	42,766,351	48,033,973	47.1%	-16.6%	↘
香川県	141,600,000	124,894,469	16,705,531	88.2%	145,200,000	108,470,390	36,729,610	74.7%	-13.5%	↘
愛媛県	178,200,000	152,613,444	25,586,556	85.6%	185,130,000	157,651,484	27,478,516	85.2%	-0.5%	-
高知県	120,400,000	105,271,718	15,128,282	87.4%	123,480,000	96,792,578	26,687,422	78.4%	-9.0%	↘
福岡県	496,912,621	489,214,542	7,698,079	98.5%	519,500,000	460,442,463	59,057,537	88.6%	-9.8%	↘
佐賀県	132,600,000	103,703,004	28,896,996	78.2%	132,900,000	106,261,722	26,638,278	80.0%	1.7%	↗
長崎県	164,700,000	129,683,010	35,016,990	78.7%	165,300,000	133,067,715	32,232,285	80.5%	1.8%	↗
熊本県	171,300,000	167,101,722	4,198,278	97.5%	175,800,000	166,947,256	8,852,744	95.0%	-2.6%	↘
大分県	155,007,149	133,191,776	21,815,373	85.9%	154,800,184	125,328,098	29,472,086	81.0%	-5.0%	↘
宮崎県	133,200,000	104,147,838	29,052,162	78.2%	138,800,000	114,547,838	24,252,162	82.5%	4.3%	↗
鹿児島県	175,800,274	168,152,066	7,648,208	95.6%	183,000,285	161,418,350	21,581,935	88.2%	-7.4%	↘
沖縄県	143,750,000	135,509,288	8,240,712	94.3%	144,000,000	136,271,425	7,728,575	94.6%	0.4%	-
合計	11490988616	10,009,307,832	1,481,680,784	87.1%	11,834,194,561	9,912,971,508	1,921,223,053	83.8%	-3.3%	↘
札幌市	326,400,000	286,257,058	40,142,942	87.7%	326,000,000	277,014,323	48,985,677	85.0%	-2.7%	↘
仙台市	226,800,303	147,000,028	79,800,275	64.8%	229,250,324	149,215,271	80,035,053	65.1%	0.3%	-
さいたま市	235,100,555	214,213,097	20,887,458	91.1%	226,803,128	193,955,443	32,847,685	85.5%	-5.6%	↘

都道府県・政令市・中核市 執行率調査

2024年8月29日現在

議会名	2022年度政務活動費				2023年度政務活動費				執行率 変化	傾向
	収入総額	支出総額 (収入ー残余)	残余総額	執行率	収入総額	支出総額 (収入ー残余)	残余総額	執行率		
千葉市	177,634,734	142,293,735	35,340,999	80.1%	178,992,064	133,816,724	45,175,340	74.8%	-5.3%	↘
横浜市	561,000,000	558,553,639	2,446,361	99.6%	567,050,000	563,050,005	3,999,995	99.3%	-0.3%	-
川崎市	315,450,000	298,049,610	17,400,390	94.5%	322,200,000	280,211,500	41,988,500	87.0%	-7.5%	↘
相模原市	53,900,000	46,199,356	7,700,644	85.7%	54,800,000	41,322,271	13,477,729	75.4%	-10.3%	↘
新潟市	88,740,000	58,803,027	29,936,973	66.3%	82,500,000	59,721,216	22,778,784	72.4%	6.1%	↗
静岡市	144,000,215	99,513,520	44,486,695	69.1%	141,024,628	110,342,138	30,682,490	78.2%	9.1%	↗
浜松市	82,967,464	61,023,471	21,943,993	73.6%	82,655,172	70,056,032	12,599,140	84.8%	11.2%	↗
名古屋市	407,500,652	327,938,025	79,562,627	80.5%	407,500,708	297,480,165	110,020,543	73.0%	-7.5%	↘
京都市	414,180,000	328,235,522	85,944,478	79.2%	428,400,000	309,607,000	118,793,000	72.3%	-7.0%	↘
大阪市	503,766,000	479,174,260	24,591,740	95.1%	497,097,000	478,489,327	18,607,673	96.3%	1.1%	↘
堺市	159,234,470	148,272,877	10,961,593	93.1%	172,200,000	142,723,538	29,476,462	82.9%	-10.2%	↘
神戸市	351,453,362	320,312,991	31,140,371	91.1%	329,849,878	290,265,283	39,584,595	88.0%	-3.1%	↘
岡山市	74,520,178	65,405,194	9,114,984	87.8%	74,520,171	60,726,389	13,793,782	81.5%	-6.3%	↘
広島市	207,820,373	181,341,595	26,478,778	87.3%	221,682,704	184,164,817	37,517,887	83.1%	-4.2%	↘
北九州市	239,400,000	195,496,714	43,903,286	81.7%	239,400,000	196,747,513	42,652,487	82.2%	0.5%	-
福岡市	252,960,642	197,783,277	55,177,365	78.2%	254,770,521	196,055,327	58,715,194	77.0%	-1.2%	↘
熊本市	115,200,000	96,078,689	19,121,311	83.4%	110,800,000	97,759,381	13,040,619	88.2%	4.8%	↗
合計	4,938,028,948	4,251,945,685	686,083,263	86.1%	4,947,496,298	4,132,723,663	814,772,635	83.5%	-2.6%	↘
函館市	14,580,000	6,026,829	8,553,171	41.3%	14,490,000	4,997,842	9,492,158	34.5%	-6.8%	↘
旭川市	32,640,000	23,139,665	9,500,335	70.9%	32,640,000	24,613,174	8,026,826	75.4%	4.5%	↗
青森市	36,720,000	29,623,199	7,096,801	80.7%	34,560,000	30,075,420	4,484,580	87.0%	6.4%	↗
八戸市	30,720,000	22,930,509	7,789,491	74.6%	24,640,000	21,623,814	3,016,186	87.8%	13.1%	↗
盛岡市	22,800,000	15,527,854	7,272,146	68.1%	22,350,000	16,549,214	5,800,786	74.0%	5.9%	↗
秋田市	43,200,120	32,093,873	11,106,247	74.3%	39,200,090	32,680,208	6,519,882	83.4%	9.1%	↗
山形市	39,600,000	32,132,019	7,467,981	81.1%	39,400,000	25,878,618	13,521,382	65.7%	-15.5%	↘
福島市	42,000,112	35,702,294	6,297,818	85.0%	42,000,094	29,930,899	12,069,195	71.3%	-13.7%	↘
郡山市	43,900,000	33,200,521	10,699,479	75.6%	44,579,926	28,136,958	16,442,968	63.1%	-12.5%	↘
いわき市	48,840,000	43,080,061	5,759,939	88.2%	47,520,000	40,143,390	7,376,610	84.5%	-3.7%	↘
水戸市	28,890,153	20,708,313	8,181,840	71.7%	29,880,124	21,206,566	8,673,558	71.0%	-0.7%	-
宇都宮市	50,500,200	36,064,038	14,436,162	71.4%	49,500,158	38,215,431	11,284,727	77.2%	5.8%	↗
前橋市	44,900,099	39,606,129	5,293,970	88.2%	43,400,084	36,566,830	6,833,254	84.3%	-4.0%	↘
高崎市	26,600,000	23,026,206	3,573,794	86.6%	26,600,000	21,929,611	4,670,389	82.4%	-4.1%	↘
川越市	29,890,053	21,251,058	8,638,995	71.1%	30,030,031	21,548,385	8,481,646	71.8%	0.7%	-
川口市	90,720,000	71,680,370	19,039,630	79.0%	90,720,000	68,188,414	22,531,586	75.2%	-3.8%	↘
越谷市	29,200,000	22,135,282	7,064,718	75.8%	30,160,000	14,257,216	15,902,784	47.3%	-28.5%	↘
船橋市	47,040,000	41,948,220	5,091,780	89.2%	46,880,000	37,886,985	8,993,015	80.8%	-8.4%	↘
柏市	31,800,000	22,963,337	8,836,663	72.2%	32,450,000	22,465,216	9,984,784	69.2%	-3.0%	↘
八王子市	27,360,076	25,783,059	1,577,017	94.2%	28,680,062	25,648,239	3,031,823	89.4%	-4.8%	↘
横須賀市	62,270,000	51,871,295	10,398,705	83.3%	59,930,000	47,007,048	12,922,952	78.4%	-4.9%	↘
富山市	63,600,095	37,871,840	25,728,255	59.5%	61,200,127	31,647,475	29,552,652	51.7%	-7.8%	↘
金沢市	70,560,000	59,419,974	11,140,026	84.2%	72,160,000	56,812,530	15,347,470	78.7%	-5.5%	↘
福井市	57,600,000	39,333,077	18,266,923	68.3%	56,550,000	35,184,936	21,365,064	62.2%	-6.1%	↘
甲府市	15,360,000	12,369,567	2,990,433	80.5%	14,080,000	12,174,146	1,905,854	86.5%	5.9%	↗
長野市	38,760,157	28,562,144	10,198,013	73.7%	36,210,214	28,126,009	8,084,205	77.7%	4.0%	↗
松本市	6,958,350	2,395,729	4,562,621	34.4%	7,395,580	4,607,835	2,787,745	62.3%	27.9%	↗
岐阜市	68,400,000	42,168,581	26,231,419	61.6%	68,400,000	36,237,103	32,162,897	53.0%	-8.7%	↘
豊橋市	37,800,000	29,066,257	8,733,743	76.9%	38,790,000	28,631,243	10,158,757	73.8%	-3.1%	↘
岡崎市	19,980,000	14,156,050	5,823,950	70.9%	22,200,000	16,630,673	5,569,327	74.9%	4.1%	↗
一宮市	22,800,000	18,683,041	4,116,959	81.9%	22,450,000	18,283,458	4,166,542	81.4%	-0.5%	-
豊田市	27,000,000	14,803,220	12,196,780	54.8%	27,000,000	22,009,246	4,990,754	81.5%	26.7%	↗
大津市	30,450,000	20,026,528	10,423,472	65.8%	31,640,000	20,266,175	11,373,825	64.1%	-1.7%	↘

都道府県・政令市・中核市 執行率調査

2024年8月29日現在

議会名	2022年度政務活動費				2023年度政務活動費				執行率 変化	傾向
	収入総額	支出総額 (収入-残余)	残余総額	執行率	収入総額	支出総額 (収入-残余)	残余総額	執行率		
豊中市	28,490,090	20,320,377	8,169,713	71.3%	28,420,075	21,868,494	6,551,581	76.9%	5.6%	↗
吹田市	46,970,000	36,296,957	10,673,043	77.3%	46,090,000	33,459,738	12,630,262	72.6%	-4.7%	↘
高槻市	24,150,007	5,948,398	18,201,609	24.6%	23,800,001	5,281,706	18,518,295	22.2%	-2.4%	↘
枚方市	23,520,000	18,834,235	4,685,765	80.1%	24,290,000	17,912,637	6,377,363	73.7%	-6.3%	↘
八尾市	10,080,000	5,591,633	4,488,367	55.5%	19,250,000	6,465,645	12,784,355	33.6%	-21.9%	↘
寝屋川市	12,960,000	10,067,193	2,892,807	77.7%	12,960,000	9,828,017	3,131,983	75.8%	-1.8%	↘
東大阪市	68,250,000	53,603,892	14,646,108	78.5%	68,400,000	47,128,477	21,271,523	68.9%	-9.6%	↘
姫路市	46,665,101	30,241,564	16,423,537	64.8%	46,400,541	31,449,495	14,951,046	67.8%	3.0%	↗
尼崎市	48,900,150	36,398,925	12,501,225	74.4%	49,000,148	37,935,949	11,064,199	77.4%	3.0%	↗
明石市	27,840,103	15,828,299	12,011,804	56.9%	28,480,080	21,686,545	6,793,535	76.1%	19.3%	↗
西宮市	59,040,000	35,048,254	23,991,746	59.4%	58,140,000	35,015,511	23,124,489	60.2%	0.9%	-
奈良市	31,920,031	22,793,443	9,126,588	71.4%	31,080,027	26,435,943	4,644,084	85.1%	13.6%	↗
和歌山市	44,100,180	34,371,340	9,728,840	77.9%	45,300,132	35,285,741	10,014,391	77.9%	0.0%	-
鳥取市	11,520,036	5,922,075	5,597,961	51.4%	11,490,037	7,831,201	3,658,836	68.2%	16.7%	↗
松江市	15,700,000	10,022,252	5,677,748	63.8%	14,700,000	10,331,825	4,368,175	70.3%	6.4%	↗
倉敷市	66,000,206	52,620,149	13,380,057	79.7%	62,760,189	53,058,369	9,701,820	84.5%	4.8%	↗
呉市	18,600,000	7,654,743	10,945,257	41.2%	19,100,000	10,798,578	8,301,422	56.5%	15.4%	↗
福山市	57,330,000	48,483,180	8,846,820	84.6%	54,600,000	44,069,630	10,530,370	80.7%	-3.9%	↘
下関市	20,200,000	15,193,638	5,006,362	75.2%	20,400,000	14,714,571	5,685,429	72.1%	-3.1%	↘
高松市	46,400,000	33,336,270	13,063,730	71.8%	47,500,000	38,933,373	8,566,627	82.0%	10.1%	↗
松山市	52,428,085	41,821,602	10,606,483	79.8%	52,632,125	42,404,645	10,227,480	80.6%	0.8%	-
高知市	39,600,087	29,388,446	10,211,641	74.2%	40,200,088	22,487,682	17,712,406	55.9%	-18.3%	↘
久留米市	21,550,000	9,035,636	12,514,364	41.9%	19,800,000	10,404,685	9,395,315	52.5%	10.6%	↗
長崎市	72,000,000	27,760,229	44,239,771	38.6%	71,850,000	32,254,892	39,595,108	44.9%	6.3%	↗
佐世保市	18,600,000	13,058,599	5,541,401	70.2%	19,700,000	17,008,496	2,691,504	86.3%	16.1%	↗
大分市	52,800,000	37,190,673	15,609,327	70.4%	52,700,000	41,194,450	11,505,550	78.2%	7.7%	↗
宮崎市	37,440,000	31,372,266	6,067,734	83.8%	38,160,000	31,423,887	6,736,113	82.3%	-1.4%	↘
鹿児島市	88,132,481	77,623,697	10,508,784	88.1%	87,352,043	79,163,807	8,188,236	90.6%	2.6%	↗
那覇市	43,020,000	36,334,711	6,685,289	84.5%	42,750,000	36,499,202	6,250,798	85.4%	0.9%	-
合計	2,417,645,972	1,771,512,815	646,133,157	73.3%	2,404,991,976	1,742,493,498	662,498,478	72.5%	-0.8%	-

	2022年度政務活動費				2023年度政務活動費				変化
	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	収入総額	支出総額	残余総額	執行率	
都道府県	11,490,988,616	10,009,307,832	1,481,680,784	87.1%	11,834,194,561	9,912,971,508	1,921,223,053	83.8%	-3.3%
政令市	4,938,028,948	4,251,945,685	686,083,263	86.1%	4,947,496,298	4,132,723,663	814,772,635	83.5%	-2.6%
中核市	2,417,645,972	1,771,512,815	646,133,157	73.3%	2,404,991,976	1,742,493,498	662,498,478	72.5%	-0.8%
合計	18,846,663,536	16,032,766,332	2,813,897,204	85.1%	19,186,682,835	15,788,188,669	3,398,494,166	82.3%	-2.8%

※収入総額＝収支報告書に記載されている数字(支給額、一部議会は利息分を含む)

支出総額＝収入総額－残余総額(返還総額) (各議会で公表されている「支出総額」は各議員が手出したものを含める場合もある)

残余総額＝自治体への返還総額(円) (後払いの場合は、使用限度額から、支出(交付)総額を引いたもの)

執行率＝(収入総額－残余(返還)総額)÷収入総額 (エクセルの自動計算のため数値が合わないことがあります。)

※傾向 2022年度に比べて2023年度の執行率が 1%以上増加は ↗、-1%～+1%は -、1%以上減少は ↘。

政務活動費マニュアルランキング

2024年8月

全国市民オンブズマン連絡会議

1 自治体議会の「政務活動費マニュアル」調査

(1) マニュアルの調査

全国市民オンブズマン連絡会議は、2024年7月、全国の都道府県・政令指定都市の議会の「政務活動費マニュアル」を入手して、市民オンブズマンからみた、各マニュアルの〈デキの良し悪し〉を評価することにしました。

(2) なぜマニュアルを調べるのか

マニュアルを点検する理由は、マニュアルの内容を良いものにすることが、政務活動費のあり方を改めさせる最も効果的な方法だからです。

- i) 地方議会の政務活動費のマニュアルには、本来、法的な拘束力はありません。それは条例でも規則でもなく、単に各議会の議員が「集まって決めた」モノでしかありません。議会で議決して決めるわけでもなく、大半は議会の「会派代表者会議」で決めます。議事や資料は公開されません。つまりは、密室で行われるお手盛りです。マニュアルの内容が法律や条例の本来の趣旨に反するようなものであれば、マニュアルに従って支出した、と主張しても、違法支出となります。

しかし、マニュアルが玉虫色の解釈をゆるすような場合には、同一の支出でも、これが違法かそうでないかは議員の判断任せとなってしまいます。裁判でも、マニュアルにしたがった支出であれば、適法な支出だ、と判断されることも珍しくありませんし、マニュアルが間違っているという主張が裁判所によって認められるとは限りません。そもそもこうした判断を求めるためには、裁判を起こさなければなりません。政務活動費の住民訴訟は、誰でも簡単に起こせるものでもありません。

- ii) 本来なら、議員の支出について議会事務局が、「マニュアルに違反している」とクレームをつけてキャンセルできるのが、いちばん良いのです。

ところが、現在のマニュアルの大部分は、事務方がたいへんクレームをつけにくいものになっています。マニュアルの規定が、「誰が考えてもこう解釈するに決まっている」ものになっておらず、議員の主観的な判断を許しているからです。

- iii) 最もわかりやすい、『飲食を伴う会合の参加費用』を例に説明します。

多くのマニュアルは、『飲食を主たる目的とする会合』の費用の支出を禁じて

います。ところが議員は、どんな会合についても、『政務活動を目的とする会合である』と主張して、参加費を支出してしまいます。事務方がこうした議員の恣意的な言い逃れをはねつけることは、実際には不可能に近いので、議員の言い分はそのまま通ってしまいます。マニュアルが、『主たる目的』というアイマイな、主観的な判断を許す言い方をしているからです。

したがって、事務方が議員の宴会費用支出が許されないことを議員に理解させるためには、＜飲食に要する費用の支出を全面的に禁じる＞か、少なくとも議員の主観が入る余地のないような客観的な制限規定が必要です。このような規定の仕方なら、議会事務局は議員の言い逃れを正面からはねつけることができます。

iv) こうした「議員の主観による言い逃れ」は、宴会費用に限りません。なぜなら、「主観による言い逃れ」が生じる源は、「政務活動にあたるかどうかの判断を、議員自身がすることを許す」ことにあるからです。多くのマニュアルは様々な場面で、議員が「この活動は100%政務活動だ」と主観的に主張することを許しています。㊦政党组织（多くは県連）の業務、㊧自動車燃料代の原因となった用件、㊨HP、広報紙、「県政報告会」の性格、㊩控室や個人事務所でいう日常業務の性格、すべてについてそれが言えます。

そして、「政務活動にあたるかどうかの判断を、議員自身がすることを許す」マニュアルは、一見詳細に、様々な支出について定めたもののように見えても、ザルにすぎません。ザルなマニュアルでは、事務方が議員の身勝手を止めるツールにもなりません。

v) このような考えから、私たちは政務活動費の恣意的な支出を許すものかどうか、という観点を重視し、マニュアルの評価をすることにしました。

2 評価項目と採点基準

(1) 評価項目と配点

評価項目と配点は、以下の7項目です。配点の詳細は別添用途基準表をご覧ください。

- ア 政務活動費が政党に流出することを、どう規制しているか。(20点)
- イ 議会控室での経費について、按分支出を要求しているか。(10点)
- ウ 自動車燃料代を実費によらずに支出することを禁じているか、及び、実費による場合に議員の主観による按分を禁じているか。(10点)
- エ 自動車リース代の支出を禁じているか。(10点)
- オ 広報広聴費について上限1/2の按分支出を命じているか。(20点)
- カ 飲食を伴う会合に参加する費用の支出を、議員の主観を許さない形で禁じているか。(15点)

キ 生計を一にする親族、自身又は親族が役員である法人への支出をどう規制しているか。(15点)

(2) 評価項目とした理由とそれぞれの採点基準を、項目ごとに説明します。

ア 政党組織への政務活動費の流出 (20点)

政務活動費は、<地方議会の審議能力の向上に資する目的で、議員が『調査研究その他の活動』のために支出した実費を補填する>のが趣旨です。その性格からして、政党組織の財源に充てられるべきものではありません。ところが実際には、特に都道府県議会議員の政務活動費の一部が往々にして、政党組織の財源に充てられています。とは言ってもさすがに、直接に政党の党費や寄付金という形では支出されません。政党組織への流出はふつう、以下のような巧妙な？仕組みで行われます。

i) 第三者団体の会費として支出し、これを迂回して政党組織の経費(賃料、人件費、印刷費、会合開催費用など)にあてる。

典型的なものは、議会内会派の会費です(例:岡山県議会)。領収書からは「会派会費」ということがわかるだけで、政党組織の経費にあてられているとは表面上はわかりません。議会内会派控室の経費は多くの場合議員一人当たり月額2万円程度で賄えるので、会派会費額がこれを超える場合は、政党への流出を疑うべきです。

「ナントカ政策研究所」というような、一見まったくの第三者を経由する場合もあります(例:愛媛県議会)。

ii) 県連に対する「委託料」の形で支出される例もあります(例:北海道議会、札幌市議会)。「委託」の内容は抽象的であったり、委託された事項の報告書は作成されていなかったりします。

こうした<政務活動費の本来の制度趣旨に反する>支出の実態は、裁判を起こさないとわからず、しかも支出の違法を認めてもらうのはかなり厄介です。こうした支出をさせないためには、マニュアルで<政党組織の経費に充てる支出>を禁じる必要がありますが、直接の支出を禁じるだけでは不十分で、第三者経由や委託料名目で政党組織の経費に充てることも禁止する必要があります。

間接的な支出や委託料まで禁じていれば20点、政党組織の経費に充てる直接支出だけ禁じていれば5点としました。中間的な場合の点数も決めましたが、5点を超えるマニュアルはありませんでした。

イ 議会内控室経費 (10点)

地方議会議員の活動は、「調査研究」だけではありません。政党活動や選挙活動はもちろんですが、議員は再選をめざして活動するものですから、日常活動のすべてが再選をめざすための<選挙準備活動>の意味があります。政務調査

費制度が発足する際の全国都道府県議会議長会のマニュアルも、「議員の活動は複数の目的があることが普通だ」と明言しています。加えて、議会内控室は、議会出席といった議員本来の活動に用いられる場でもあります。議会内控室が議員の多くの活動のために用いられるものであることは明らかです。

ところが、実態としては、議会内控室についての定めがない場合には、議会内控室の経費は按分なしに全額が政務活動費から支出されることが多く行われていますし、これを裁判所に認めさせるのも困難です。これを按分支出させるためには、マニュアルに「議会内控室の経費も按分支出しなければならない」と明記する必要があります。

「控室経費」と明記して 50% 按分を義務づけていれば 10 点、按分率が高い場合や他の方法での支出制限があれば 5 点としました。

ウ 自動車燃料代（10 点）

議員が活動に使う自家用自動車の燃料代は、＜様々な活動に使われる＞ものの典型です。しかも政務活動費は「議員が使った実費」を補填するものですから、燃料代は当然に、支出した実費を、（どんな活動のためにどれだけ走ったかを正確に評価することは不可能ですから）上限 50% 按分で支出するものであるべきです。

ところが実際には、①実費ではなく「円/km」のバーチャルな（しかも実際の燃料価格よりも多かれ少なかれ高額な）単価計算で燃料代を支出することを認める、②走行の目的が＜政務活動かどうか＞について議員の自己申告を認める、といった例が非常に多いのです。この方式では、下のようなメカニズムで、議員は＜実費の 50%＞をはるかに超える「燃料代」を——場合によっては、全燃料代支出額を超えるような「燃料代」を——支出できます。

- i) ふつう議員の自動車の燃費は、kmあたりせいぜい 10 円台前半です。ところがこの「バーチャル燃費方式」で最も多いのは 37 円/km です。
- ii) 議員は、自分の活動の大半を「政務活動」だと強弁するのが普通なので、議員の自己申告での按分率は通常 50% をはるかに超えます。
- iii) 中には走行距離そのものを水増ししているとしか思えない達者な議員（例：愛媛県議会）さえいます。

このように、ガソリン代を議員が自己の資産形成に用いることがないようにするためには、マニュアルで、現実に支出した燃料代実費を計算基礎にすること、按分率を上限 50% と定めること、が必要です。実費を基に上限 50% の按分を義務づけていれば 10 点、実費が基だが主観的な按分が可能なものは 5 点、「バーチ

ャルな燃料代」での計算を認めるものは0点としました¹。

エ 自動車リース代の支出を禁じているか（10点）。

自動車リースは、経済的な実質はローンと変わりません。ところが、自動車の購入代金は（「資産形成になるから」という理由で）支出できないのに、リース料はOKという不可思議なマニュアルが少なくありません。

自動車リース料の支出をはっきりと禁じる規定があれば10点、そうでなければ0点としました。

オ 広報広聴費について上限50%の按分支出を命じているか。（20点）

広報広聴費（主として報告紙費用、HP費用、報告会費用）は、市民への情報提供の一面もあるでしょうが、大半の場合は議員の自己宣伝の要素が入っています。＜100%調査研究＝政務活動＞とはとても言えませんから、燃料代と同様に、上限50%で按分するのがスジです。

そこで、報告紙、HP、報告会の全部について上限50%按分を義務づけているものを満点の20点とし、一部について上限50%按分を義務づけているものは10～15点としました。

広報広聴費について按分を求めているマニュアルも多いのですが、その多くは、①単に「合理的な割合」で按分しなさいというもの、②面積、時間など具体的な方法を示したうえで「合理的な割合」で按分しなさいというものです。この「合理的」というのがクセモノで、簡単に主観が入り、多くの議員は「記事・内容の100%が政務活動だ」と「合理的に判断」して、全額を支出します。これでは按分はザル化しますから、①単に「合理的な割合」で按分、というだけのものは0点、②の「面積・時間」などのある程度具体的な基準を示しているものは報告紙、HP、報告会の「品目」ごとに2点としました。

カ 飲食を伴う会合に参加する費用の支出を、議員の主観を許さない形で禁じているか。（15点）

飲食については前に述べた通りです。「飲食を伴う会合費用」を全面的に禁じていけば15点です。

i) 評価基準で特に重視したのは、飲酒への政務活動費の支出を許しているかどうかです。飲酒をしての政務活動は「ただの懇親」の疑いが限りなく大きい（真

¹ なお、按分率の上限を1/2とすることを満点と評価することは、議員が1回ないし数回の給油分をすべて政務活動に要する交通費に使用した場合であっても、その1/2しか補填されないこととなります。これは、真面目に調査研究活動を行う議員に不利になるのではないかと、という見方もあり得ます。しかし、残念ながら、このように真面目に調査研究を行う事例は稀と言わざるを得ないのが現状です。ただ、熱心な調査研究活動に対する政務活動費の支出の定め方については課題として、検討していきたいと考えます。

剣な議論に酒の力を借りる必要はないでしょう) と考えたからです。そこで、支出が議員の主観を許さない形で制限されている場合に加え、酒類が提供される場合の支出を例外なく禁止している(「食」は禁じていない) 場合は7点、

- ii) 議員同士(会派内含む。懇親の疑いが濃厚なため)の飲食会合費だけを禁止している場合は3点、としました。なお、これと異なるのは「会派や議員間で行う私的な懇談会を禁止する」と定めている場合です。私的な懇談会への政務活動費の支出が許されないのは当たり前です。参加者に着目して議員同士の飲食会の禁止を全面禁止することに3点を加点した理由は、私的懇談はもとより、私的懇談と疑われる行動も禁止することによって、議員活動の信頼性を維持しようとする点を評価したからで、単に私的懇談への支出を禁止するということに加点の根拠はありません。以上の理由から、私的な懇談への支出の禁止に止まっている場合には加点しないことにしました。

- キ 生計を一にする親族や、自身又は親族が役員である法人への支出をどう規制しているか。(15点)

生計を一にする親族に、政務活動費から支出をする——典型的には給料・賃料ですが、そのほかにも委託料などバリエーションは様々です——ことは、政務活動費を議員や家族の資産形成に用いる疑いが濃厚ですから、原則²禁止すべきです。

また、議員本人や生計を一にする親族が役員を務める会社に対する賃貸借契約その他の取引については、会社の実体や取引の内容によっては、議員や親族の資産形成に結びつかないのではないかと、という視点もあります。しかし、当該法人が個人経営と同視できる場合³には、個人や親族の資産形成に直結することは明らかです。仮に、そうでない法人であった場合でも、資産形成の疑惑を招かないために、当該法人との取引を禁止することが必要とかがえ、法人や個人との経済的契約を禁止するマニュアルについては満点の15点、一部を禁止していれば各3点を加点しました(ただし個人のみ場合は1点のみ加算)。

(3) 今回の評価の性格

今回の評価は、「各議会のマニュアル」の評価であって、「各議会の支出実態」の評価ではありません。(各議会の支出実態の良し悪しは、必ずしも「マニュアル」のデキの良し悪しとイコールではありません。)

²本人の介護等具体的場合に限り親族への人件費を許す、など、例外的場合についての具体的な定めを設けている場合には、生計同一親族との人件費の支出を禁止しているマニュアルと評価した。

³本人等が役員となる法人との取引のうち、本人や生計同一親族の個人経営と同視できる法人との取引だけを制限する規定については、個人についての取引制限とし、法人一般との取引制限の定めを設けているとは評価しなかった。

ただし、「マニュアル」のデキの良し悪しと、「支出実態」の良し悪しとは、＜中くらい、ないしユルい相関＞の関係にある、と推測されます。

(4) 厳しい按分を命じる判決も出ていること

私たちの目指すものは、「誰が読んでも、支出して良いか悪いかははっきりわかるマニュアル」です。

仙台高裁は、仙台市議会の政務活動費について、①H28. 6. 22 (H20 年度分)、②H30. 10. 24 (H23 年度前半分)、③H30. 2. 8 (H23 年度後半分)、④R4. 12. 21 (H24 年度分) の4つの判決を言い渡し、

ア 判決①～④で、会派控室経費（人件費、事務費、資料作成費）について、「政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分し難い」という理由で、按分支出を原則とすべきだと判断し、

イ 判決④で、広報紙・HP 費用について、「調査研究活動としての側面を有する一方、選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものであり…調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件用途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出である」という理由で、按分支出を原則とすべきだと判断しました。

この、＜議員の活動は、調査研究とそれ以外の活動の両方の意味を持っていることが普通だ＞という考え方は、制度発足時の都道府県議長会のマニュアルが強調していることであり、かねがね各地の市民オンブズマンが運動や訴訟の中で主張してきながら、容易に認められなかったことなので、仙台高裁の一連の判決はまさに画期的です。

仙台市民オンブズマンはこれを受けて、本年1月24日、仙台市議会に、広報広聴費、会派控室の人件費・事務費・資料作成費・会派人件費について、上限1/2按分を原則とすること等を求める意見書を提出しました。

3 調査の結果

調査の結果は別表をご覧ください。

(1) 一位、最下位、平均点

都道府県で最も高得点を得たのは、東京都と徳島県の45点、最下位は埼玉県、愛媛県の5点、都道府県平均点は20点でした。

政令市で最も高得点を得たのは、さいたま市の54点、最下位は横浜市と名古屋市の10点、政令市平均点は25点でした。

マニュアルが、①政党組織の運営経費を直接支出することを禁じ、②飲食を伴う会合の参加費の支出を禁じ、③生計を一にする親族への支出を全部禁じ、④ガソリン代の実費上限50%按分を命じ、⑤自動車リース代の支出を禁じていれば、それだ

けで47点あります。この①～⑤はどれも、現実のマニュアルにその例がいくつもありません。ところが、47点以上のマニュアルは、67議会中の1議会しかありませんでした。つまりは、どのマニュアルも、どこかに大穴があいており、議員が恣意的な——好き放題の——支出をすることを、どこかの場面で許しているのです。

(2) 使途基準の感覚は私たちと大きくずれている。

これは100点満点での評価です。一般に100点満点の試験で、平均点が20点台のものがあつたとすれば、その試験は、評価される側と評価する側の期待が見事に乖離していることを意味します。

私たちはこの評価基準の策定で、政務活動費が政務活動以外に使われないような規制を設けているか、という点とあわせ、政務調査費が議員の主観を許さず、使途基準が明確なものに配点をする、という視点も重視しました。政務活動費を政務活動以外に使ってはならないことは、おそらくどの自治体も認めることでしょう。にもかかわらず、このように悲惨な結果が生じた理由は、都道府県と政令市の使途基準の策定に、支出に議員の恣意が介入する余地を減らすための視点が欠如していることを物語ります。多くの議会で、使途基準策定のために相当な努力が払われていることは、大部な使途基準を設けているところが少なくないことからもうかがわれます。しかし、使途基準に私たちが求めることは、政務活動費が政務活動以外に使われないために、支出が許されるものと許されないものを明確にすることで、不正支出を疑わせる支出を防ぐことができるか、です。こうしてみたとき、今回の調査では、議会や議員の政務活動費の使途基準についての考えと、私たちの感覚とは大きなずれがある、と言わざるを得ません。

(3) 基準は誰のため？

明確な政務活動費の使途基準を設けることは、税金の無駄使いを監視する市民のためだけではありません。真面目に調査研究を行う議員にとっても、政務活動費の支出による疑惑を防止し、堂々と調査研究活動ができることを意味しますし、本文でも述べたように、議会事務局によるチェックも的確に行うことができるのです。

この結果をうけ、各議会で政務活動費の使途基準の明確さについて再検討してもらいたいものです。

(4) 私たちは——

各地で、ご当地のマニュアルがどう悪いのか、どう変えるべきなのかを、発信しましょう。「よそのマニュアルの、この良いところを見習ってください」と要求しましょう。良心的な議会事務局——議員の味方と決めてかからないで、板挟みで困っている被害者(かもしれない)と考えることにして——を(密かに)応援し、それによって、政務活動に真面目に取り組んでいる議員の活動により地方議会が再び活性化することを目指そうではありませんか。

2024年度政務活動費使途基準採点表

調査項目	政党等負担規制(20点)	議会内控え室経費(10点)	自動車(20点)	広報広聴費(20点)	飲食を伴う会合(15点)	代表が議員や生計を一にする親族への法人・個人への支出(15点)																				
調査項目	ア. 政党等(政党(支部・連合会を含む)、及びこれに類する団体の費用の負担の規制) 20点 A 直接・間接・委託いずれも負担を禁じる具体的な規定がある→20 B 直接・間接の負担を禁じ、委託について制限をする具体的な規定がある→15 C 直接の負担を禁じ、委託について制限をする具体的な規定がある→10 D 直接の負担を禁じる具体的な規定(政党事務所の維持管理費用を含む)がある→5 E 負担が禁止される事項を具体的に示す規定がない、または政党事務所の維持管理費用の禁止が明示されていない→0	イ. 議会内控室での経費(人件費・事務費・資料作成費)等の取扱い、10点 A 最大50%の按分支出を義務づける具体的な規定がある→10 B 控室経費の按分支出を求め、または支出に制限がある→5 C 控室経費の按分支出を求め、または支出に制限を加える規定がない→0	ウ. 自動車燃料料代の取扱い、10点 A 実費で計算し、按分率の上限を1/2とする。→10 B 実費で計算するが、按分率1/2を超える按分が可能→5 C 非実費支出を認める→0	オ. 広報広聴費 20点 A ①HP関係費②広報紙③報告会の全部につき50%按分を義務づける(面積割りは50%按分とは認めない)→20 B 一部につき50%按分の義務づけ(面積割りは50%按分とは認めない)の場合、項目毎に以下を加算 ①HP関係費 10 ②広報紙 5 ③報告会 5 C 面積割・時間割などの具体的基準を示して按分を命じているが、基準に主観が入る余地が大きい→①HP関係費②広報紙③報告会につき、各2点を加算→合計6点 D 面積割・時間割などの按分の基準が示されていないまたは按分を義務づける規定がない →0	カ. 飲食を伴う会合の参加費・開催費用 15点 A 支出を禁じている→15 B 支出が議員の主観を許さない形で制限されている、または酒類が提供される場合の支出を例外なく禁止している→7 C 基準が「飲食を主たる目的とする」など主観が入る余地が大きい、議員間(会派内含む)の飲食会合費の支出が全部禁止されている→3 D 基準が「飲食を主たる目的とする」等主観が入る余地が大きい、または飲食会合費について言及がない→0	キ. 「生計を一にする親族個人」または「議員もしくは生計を一にする親族が役員を務める法人」に対する支出 15点 生計を一にする親族個人または「議員本人もしくは生計を一にする親族が役員を務める法人」との賃貸借契約、労働契約、その他の経済的取引の禁止 →①賃貸借契約、②労働契約、③その他の経済的取引の取引の禁止 目的とする議員関係法人との契約の各項目1つの禁止について3点を合算。ただし、③について、議員と生計を一にする親族個人との契約だけを禁止している場合には、1点のみ加算。																				
採点項目																										
備考	①間接負担とは、政党组织の運営費用を負担している団体に対する会費の支出を意味する。 ②政党事務所の維持管理費用の支出が、政党への政務活動費の環流となることを重視。	1キロ●円は実費を超えるものであることから、すべて0点。 Bには、按分率が50%を超える場合や、支出について量的制限を設けている場合も含む。	自動車リースは政務活動と関係せず、資産形成につながるもので、禁止しない使途基準は0点とした。同様の理由により、按分は認めないこととした。	面積割などを命じ、面積割のできない場合は1/2や1/3とする、という定めも、議員や会派の主観を許すものとして、面積割として評価評価した。	許容される場合の裁量が大きいものは0点。	③ガソリン代、コピー機、紙代、光熱水費など資産形成の禁止と疑惑を招かないため																				
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>質料</th> <th>給与</th> <th>給与</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th>法人</th> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>法人</th> <th>法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>個人の場 合は1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	質料	給与	給与	その他	合計	法人	個人	法人	法人	法人	3	3	3	3	15				個人の場 合は1	
質料	給与	給与	その他	合計																						
法人	個人	法人	法人	法人																						
3	3	3	3	15																						
			個人の場 合は1																							

順位	自治体名	ア.政党等の費用 の負担の規制 20点	イ.議会内控室で の経費の取扱い 10点	ウ.自動車燃料代 の取扱い 10点	エ.自動車リース 代 の取扱い	オ.広報広聴費 20点	カ.飲食を伴う会 合の参加費・開 催費用 15点	キ.議員代表法 人、家族・親族 への支出 15点	計 (100点 満点)
1	東京都	5	5	5	0	6	15	9	45
1	徳島県	5	0	5	10	6	7	12	45
3	京都府	5	0	0	10	14	0	8	37
4	鳥取県	5	0	5	0	12	0	12	34
5	沖縄県	5	0	0	0	4	15	9	33
6	山形県	5	0	0	10	4	3	9	31
7	香川県	5	0	0	0	4	15	6	30
7	宮崎県	5	0	0	0	4	15	6	30
9	熊本県	5	0	0	0	0	15	9	29
10	青森県	5	0	0	10	0	7	6	28
10	秋田県	5	0	0	10	4	0	9	28
10	千葉県	5	0	5	0	0	15	3	28
13	岡山県	5	0	5	10	0	0	6	26
13	大分県	5	0	5	0	0	7	9	26
15	宮城県	5	0	0	0	4	7	9	25
15	長野県	5	0	0	0	10	7	3	25
17	三重県	5	0	0	0	4	15	0	24
18	兵庫県	5	0	5	0	4	0	9	23
18	高知県	5	0	0	0	0	15	3	23
20	奈良県	5	0	5	0	0	0	12	22
20	福岡県	5	0	0	0	4	7	6	22
22	福島県	5	0	0	0	0	7	9	21
22	滋賀県	5	0	0	10	0	0	6	21
24	福井県	5	0	0	0	6	0	9	20
25	岩手県	5	0	0	10	0	0	3	18
25	大阪府	5	0	5	0	2	0	6	18
27	北海道	5	0	5	0	0	0	6	16
27	神奈川県	0	0	5	0	2	0	9	16
27	長崎県	5	0	0	0	4	0	7	16
30	群馬県	5	0	0	0	4	0	6	15
31	石川県	5	0	0	0	0	0	9	14
31	岐阜県	5	0	0	0	6	0	3	14
31	鹿児島県	5	0	0	0	0	0	9	14
34	茨城県	5	0	0	0	4	0	3	12
34	和歌山県	5	0	0	0	4	0	3	12
34	山口県	5	0	0	0	4	0	3	12
37	愛知県	5	0	0	0	0	0	6	11
37	島根県	5	0	0	0	0	0	6	11
39	栃木県	5	0	0	0	4	0	0	9
40	新潟県	5	0	0	0	0	0	3	8
40	富山県	5	0	0	0	0	0	3	8
40	山梨県	5	0	0	0	0	0	3	8
40	広島県	5	0	0	0	0	0	3	8
40	佐賀県	5	0	0	0	0	0	3	8
45	静岡県	0	0	0	0	4	0	3	7
46	埼玉県	0	0	5	0	0	0	0	5
46	愛媛県	5	0	0	0	0	0	0	5
								平均	20

順位	自治体名	ア.政党等の費用 の負担の規制 20点	イ.議会内控室で の経費の取扱い 10点	ウ.自動車燃料代 の取扱い 10点	エ.自動車リース 代 の取扱い	オ.広報広聴費 20点	カ.飲食を伴う会 合の参加費・開 催費用 15点	キ.議員代表法 人、家族・親族 への支出 15点	計 (100点 満点)
1	さいたま市	5	0	5	10	4	15	15	54
2	神戸市	0	0	5	10	4	15	7	41
3	札幌市	0	0	5	10	0	15	3	33
3	川崎市	0	5	5	10	4	3	6	33
3	北九州市	5	0	5	0	4	15	4	33
6	新潟市	0	10	10	0	0	3	9	32
7	大阪市	5	0	5	10	0	0	7	27
8	千葉市	5	0	10	0	4	0	7	26
9	相模原市	5	0	5	0	4	3	7	24
9	熊本市	5	0	0	0	4	0	15	24
11	浜松市	5	0	0	0	0	15	3	23
11	岡山市	5	0	0	0	12	0	6	23
13	仙台市	5	0	0	10	4	0	3	22
14	堺市	5	0	5	0	4	0	7	21
15	京都市	0	0	10	0	4	0	6	20
16	広島市	5	0	0	10	4	0	6	19
17	福岡市	5	5	0	0	4	0	3	17
18	静岡市	0	0	5	0	0	0	9	14
19	横浜市	0	0	5	0	2	0	3	10
19	名古屋市	5	0	5	0	0	0	0	10
								平均	25